

「令和5年度 世田谷区入浴券」を希望される方へ

世田谷区内にお住まいの、満65歳以上の方に世田谷区内の公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。希望される方は、年度ごとに申込みが必要です。 ※申込みは年度につきおひとり一回まで

《対象となる方》以下の①～③をすべて満たす方

- ①受付日現在、満65歳以上の方
- ②世田谷区内に住民登録のある方
- ③公衆浴場を利用できる方

※支給を受けた本人のみ利用可（譲渡・転売不可）

《申込み受付期間》

令和5年2月1日～令和6年3月5日


《支給枚数》

年間12枚を限度（申込み月・世帯の状況によって支給枚数が異なります。）

《申込受付締切日・発送予定日》

申込受付締切日 (必着)		発送予定	基本枚数	申込受付締切日 (必着)		発送予定	基本枚数
1	～5年3月15日	4月上旬	12枚	13	～9月15日	10月上旬	7枚
2	～3月31日	4月中旬		14	～9月29日	10月中旬	
3	～4月14日	5月上旬	12枚	15	～10月13日	11月上旬	6枚
4	～4月28日	5月中旬		16	～10月31日	11月中旬	
5	～5月15日	6月上旬	11枚	17	～11月15日	12月上旬	5枚
6	～5月31日	6月中旬		18	～11月30日	12月中旬	
7	～6月15日	7月上旬	10枚	19	～12月15日	1月上旬	4枚
8	～6月30日	7月中旬		20	～12月28日	1月中旬	
9	～7月14日	8月上旬	9枚	21	～6年1月15日	2月上旬	3枚
10	～7月31日	8月中旬		22	～1月31日	2月中旬	
11	～8月15日	9月上旬	8枚	23	～2月15日	3月上旬	2枚
12	～8月31日	9月中旬		24	～2月29日	3月中旬	
				25	～3月5日		1枚

【問い合わせ先】せたがやコール
 〈入浴券支給事業に関すること〉
 電話 5432-3333 FAX 5432-3100
 (午前8時～午後9時 年中無休)



《申込み方法》①オンライン または ②ハガキ でお申込みください。

①オンライン

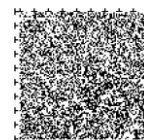


区ホームページの「入浴券の支給（ページ番号120359）」ページ内
 「入浴券の申込方法」より、【令和5年度オンライン申込】を選んでお申込みください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/008/005/006/d00120359.html>

(←左の二次元コードからもアクセスできます。)

【問い合わせ先】オンライン(電子申請サービス)ヘルプデスク
 〈オンライン申込の操作に関すること〉
 電話 0120-03-0664 FAX 0120-60-5392
 (平日 午前8時30分～午後6時 (年末年始を除く))



裏面あり⇒

このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。

②ハガキ

下記の内容をハガキにご記入いただき、お送りください。

✂ 切り取り

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所

入浴券担当 宛

① 「令和5年度 入浴券希望」とご記入ください。

②住所（住民登録地）をご記入ください。

③氏名・フリガナをご記入ください。

※同じ住所に希望者が複数いる場合は、希望者全員の氏名をご記入ください。

④電話番号をご記入ください。

✂ 切り取り

①令和5年度入浴券希望

②住所

世田谷区

フリガナ

③氏名

④電話番号（ - - ）

⇩基本の枚数から追加を希望する場合のみ記入⇩

⑤世帯状況

ひとりぐらし

高齢者のみ世帯

⑥風呂（シャワー）の設備

有

無

※高齢者のみ世帯は風呂無しの場合のみ追加有。

⑦民生委員による訪問調査を

希望する

希望しない

↓
基本の枚数（年間12枚を限度）となります。

※⑤～⑦は、世田谷区に「ひとりぐらし」等の世帯状況を登録して、枚数を追加したい方のみご記入ください（民生委員の訪問調査で確認します）。

●「ひとりぐらし」で、自宅に風呂設備のある方・・・年間30枚を限度

●「ひとりぐらし」で、自宅に風呂設備のない方・・・年間60枚を限度

●「高齢者のみ世帯」で、自宅に風呂設備のない方・・・年間60枚を限度

※生活保護受給の場合は年間30枚を限度。

⑤世帯状況

「ひとりぐらし」：おひとりぐらしの方で、お近く（徒歩5分以内）に親族等のいない世帯

「高齢者のみ世帯」：65歳以上の方々だけで生活している方で、お近く（徒歩5分以内）に親族等のいない世帯

●判断がつかない場合は、高齢福祉課（5432-2407）までお問い合わせください。

⑥風呂の設備

故障中・未使用などに関わらず、風呂またはシャワーの設備があれば「有」にチェック。

⑦民生委員による訪問調査（⑤～⑥に記入した方は必ずご記入ください）

訪問調査を希望した場合は、区から民生委員にあなた様の住所・氏名・電話番号をお知らせし、調査を依頼します。

●民生委員から調査日調整のご連絡がいく場合があります。

●既に訪問調査を受けて区に登録がある場合、調査は行わず該当の枚数を送付致します。